

福島県海岸の津波対策等に係る提言

平成 23 年 10 月 8 日
福島県海岸における津波対策等検討会

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」に起因する津波により、本県の海岸保全施設は甚大な被害を被った。

このような中、本検討会では、被災地の復旧・復興に資するため、海岸保全施設の復旧方針等について検討を進めてきたところであるが、これまでの検討経過を踏まえ、「福島県海岸保全行政事務地方連絡協議会」に対し、以下のとおり提言を行うものである。

記

1 海岸保全施設の設計対象とする津波について

海岸保全施設の設計対象とする津波（以下、「設計津波」という。）は、比較的頻度の高い明治三陸タイプ地震津波や宮城県沖の地震津波を想定する。

2 海岸の計画堤防高について

海岸の計画堤防高は、設計津波、及び高潮・波浪に対する安全性を踏まえて本検討会が提示した高さを基本とする。

3 海岸保全施設の構造について

堤防・護岸の構造については、今回の災害における堤防の破壊メカニズムを十分に検証したうえで、設計上の想定を超えた津波に対しても粘り強く対応する構造について、検討会が提示した案を基本とし詳細な検討を進めるものとする。

また、周辺の自然環境や文化、景観、海岸利用等に配慮しつつ、地元市町や住民の意見を十分に尊重すること。

4 最大クラス津波の想定について

住民の避難を軸とした、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災対策を検討する上で想定する最大クラス津波は、「東北地方太平洋沖地震津波」を基本とする。

なお、避難計画等の検討においては、最大クラスの津波を想定しながらも、減災の視点を取り入れ、想定外の事態に備えるべく最善策を講ずること。

また、到達時間の違いなどにより特定地域に甚大な被害を発生させる可能性がある他の地震津波についても留意すべきである。

さらに、延宝房総沖地震津波や、貞観地震津波等、発生機構の解明が不十分な地震津波については、今後の研究成果を注意深く見守りながら、中央防災会議等の議論により新たな知見が得られた場合は、適宜最大クラス津波の見直しを検討すべきである。